

平成26年 2月10日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀本部

高速増殖原型炉もんじゅの保全計画の見直しに係る今後の対応について
(お知らせ)

当機構は、「もんじゅ」における保守管理上の不備に対する原子力規制委員会からの措置命令を受け、昨年11月19日、『「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成25年5月29日原管P発第1305293号）」に対する結果報告（その2）』を原子力規制委員会に提出しています。【平成25年11月19日プレス発表済み】

この報告内容に関して、本年1月15日の第38回原子力規制委員会において、原子力規制庁から、昨年12月の保安検査において、点検方法が保全計画と現場の要領書で一致していない事例があったこと、機構が保全計画に入力ミスを検出していたこと等を確認し、また、保全計画の内容について確認作業を行っている状況にありながら、委員会に対し措置が完了した旨報告を行った事実は、もんじゅに係る当機構の保守管理体制及び品質保証体制の再構築が不十分であることを示すものである旨、報告がありました。

本件については、現場における見直し作業の状況に関する情報が経営との間で共有できていなかったことなど組織内コミュニケーションに問題があったこと、また、入力ミス等が判明した際に問題についての認識が共有されなかったために速やかな改善対策等ができなかったことを重く受け止め、深く反省し、改善を進めていきます。以下に、本件の経緯、現状と今後の対応等を示します。

1. 経緯

- (1) 保安措置命令に対し、機構は保守管理上の不備に係る未点検機器の点検結果について昨年9月30日に「結果報告（その1）」として報告した。これを踏まえ、新たな未点検機器を発生させないため、保全計画の見直しを進め、昨年10月31日までに所定の手続きを経て完了した。
- (2) 「結果報告（その2）」については、「もんじゅ」の保守管理体制及び品質保証体制の再構築、原子炉施設の保全の有効性評価と保全計画の見直しについて報告書としてとりまとめ、昨年11月19日に提出した。
- (3) 保全計画については、継続的・自主的な改善活動として行うべきものとの考えのもと、昨年11月18日から現場主導で全所的なチェック等を開始した。しかし、この全所的なチェック作業の開始が経営まで伝えられなかった。
- (4) その後、上記(3)の全所的なチェックとその結果を受けての水平展開、保安検査

前の自主検査等において入力ミス等による誤りを確認し、不適合管理報告書に基づいて管理を行うとともに、その内容について昨年12月の保安検査において原子力規制庁に説明した。

2. 現状及び今後の対応

保全計画について、昨年10月の見直し以降、入力ミス等が確認されたこと、さらにこれに対する組織内のコミュニケーションに問題があったことを踏まえ、以下の体制等の下で、保全計画を徹底的に確認・見直すとともに、この作業の中で、経営と現場の組織内コミュニケーションの改善策を講じるなど、「機構改革計画」に基づいて着実に改革を進める。

(1) 保全計画における入力ミス等の概要

これまでに確認された入力ミス等は、以下に分類される。

- ① 各保守担当者による入力ミス等
- ② 計算機によるデータ受け渡しにおけるミス等

(2) 保全計画の徹底的な確認による見直し

①確認・見直し体制

○「もんじゅ安全・改革本部」の下に、理事長をヘッドとする「保全計画点検・改善小委員会」を設置し、理事長直轄の下で、原因究明と再発防止策を検討している。作業手順を確認した上で、専従チームにおいて、保全計画の確認、見直しを行う。

②保全計画の見直し作業の主な改善点

入力ミス等の原因究明等を進め、以下のような改善を行う。

- 「段取り八分」を徹底し、予め作業範囲の把握と定量的な作業見積りを行う。
- 現場作業者にとって詳細で分かりやすく、実効性のある作業要領を作成する。
- 作業状況を確実に把握する仕組みを構築し、必要な見直しを行う。
- 作業の中核として専従チームを設置する。

等

(3) 民間での経験を有する監事による指導・助言

(4) 上記(2)及び(3)の取組を通して、保全計画の徹底的な確認による見直し作業の結果については原子力規制委員会に報告

以 上